

議会
だより第1回下條村議会定例会
平成23年度当初予算等を審議会期 3月9日から
3月22日まで

平成23年第1回定例議会は、3月9日に召集され、22日までの14日間の会期で行われました。村長の新年度施政方針と5名の議員より一般質問が行われ、条例改正5件、補正予算5件、23年度予算5件が提案され、審議の結果15件を可決し閉会しました。

▼一般質問は、五氏より

初日に行われた一般質問は次のとおりです。

- 環境施策について
- 飯田養護学校南部分校（仮称）設置について
- 宮嶋 清伸

- 村営水道の源水確保に向けての取組みについて
- 宮嶋 怡正

- 行政のスリム化と生活コスト軽減施策について
- 小池 昌人

- 農業活性化施策について
- 廃棄物の処理施設設置の動きについて
- 金田 憲治

- 就学費用援助について
- 村道など村の財産の維持管理について
- 申原 寛治

- 一般質問の様子は、議会当日ケーブルテレビで中継放送し、後日録画放送もしました。
- 下條村のホームページの中でもご覧になれます。

▼条例改正

- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 特別職報酬等審議会の答申を受け、議会議員の報酬を平成二十三年四月一日から休職一年間、条例で定められた月額より一律九％を減額（昨年度と同額）する改正で可決されました。

- 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 特別職報酬等審議会の答申を受け、村長・副村長・教育長の給与を平成二十三年四月一日から一年間、条例で定められた月額より一律五万円を減額（昨年度と同額）する改正で可決されました。

- 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 平成二十一年に人事院規則の一部改正が公布されたことに伴い改正するもの。内容は、平成十八年七月一日から職員の勤務時間が週四十時間（一日八時間、八時三十分から十七時三十分まで、途中一時間休憩）となっていたが、今回平成二十三年四月一日から職員員の勤務時間を週三十八時間四十五分（一日七時間四十五分、八時三十分から十七時三十分まで、途中一時間休憩）に短縮する改正で可決されました。

- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 育児休業法改正前において、法律で育児休業をすることができない職員として規定されていた（非常勤職員）の内、一部の非常勤職員に育児休業を認めることとする改正。また、部分休業及び介護休暇も認めることとする改正で可決されました。
- 下條村廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 長年「不燃ごみ」の分類で、年一リ等資源化できるものと埋立ごみを同じ袋・同じ料金で収集してきたが、在庫が少なくなつたことにより新たに二種類に分け作成することとした。資源化できるものは料金据置き、埋立ごみは製造原価の上昇等もあり1セツト十枚五百円として設定した。以上一般廃棄物処理手数料表の変更に伴う条例の一部改正で可決されました。

- 介護保険特別会計（第三号）
- 歳入の減額の主なものは国庫補助金、一般会計繰入金で、増額の主なものは県負担金、基金繰入金。歳入の減額の主なものは保険給付費の居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画給付費、特定入所者介護サービス費で、増額の主なものは施設介護サービス給付費で、総額三億五千九百九十一万一千円となりました。

- 後期高齢者医療特別会計（第一号）
- 歳入の主なものは普通徴収保険料及び一般会計からの繰入金の減、歳入の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金の減で、総額三千五百六十一万四千円となりました。

- 村営水道特別会計（第三号）
- 歳入の主なものは一般会計からの繰入金、歳入の主なものは水道維持管理費の減で、総額一億一千六百七十五万二千円となりました。

- 当初予算
- 平成二十三年年度一般会計予算及び特別会計予算四会計を可決

- 詳細は第二、三面に掲載

- 一般会計（第五号）
- 二億七千三百万円増額
- 歳入の増額の主なものは個人、法人村民税、固定資産税、地方揮発油譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、地域活性化交付金、繰越金で、減額の主なものは温泉施設使用料、基金繰入金。歳入の増額の主なものは財政調整基金積立金、予備費で、減額の主なものは水道特別会計への繰入金、道路維持修繕費、道路新設改良工事費で総額二十四億八千万円となりました。

- 国民健康保険特別会計（第二号）
- 三千六百三十九万円減額
- 歳入の減額の主なものは療養給付費負担金、基金繰入金、歳入の減額の主なものは保険給付費の高額療養費、基金繰入金で、総額三億三千四百二十八万円

- 繰入の減額の主なものは国庫補助金、一般会計繰入金で、増額の主なものは県負担金、基金繰入金。歳入の減額の主なものは保険給付費の居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画給付費、特定入所者介護サービス費で、増額の主なものは施設介護サービス給付費で、総額三億五千九百九十一万一千円となりました。

- 後期高齢者医療特別会計（第一号）
- 歳入の主なものは普通徴収保険料及び一般会計からの繰入金の減、歳入の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金の減で、総額三千五百六十一万四千円となりました。

- 村営水道特別会計（第三号）
- 歳入の主なものは一般会計からの繰入金、歳入の主なものは水道維持管理費の減で、総額一億一千六百七十五万二千円となりました。

- 当初予算
- 平成二十三年年度一般会計予算及び特別会計予算四会計を可決

- 詳細は第二、三面に掲載

- 繰入の減額の主なものは国庫補助金、一般会計繰入金で、増額の主なものは県負担金、基金繰入金。歳入の減額の主なものは保険給付費の高額療養費、基金繰入金で、総額三億三千四百二十八万円